

【指定申請書等の様式及び添付書類一覧 (A4版)】

令和8年4月1日

区分	障害児通所支援					障害児入所支援	参考様式
	児童発達支援センター	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援		
19 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書	○		○	○			体制加算別紙59
20 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○	○	○	○	○	○	別紙2 (該当するサービス種別のみ)
21 組織体制図	○	○	○	○	○	○	(任意)
22 資格必要職種に係る資格証、研修修了証等(写) ※(注2)	○	○	○	○	○	○	
23 体制加算 ※該当するもの	○	○	○	○	○	○	
24 事業計画書及び事業内容が確認できる書類(パンフレット等でも可) ※主な支援内容及び一日の流れ(タイムスケジュールなど)が確認できること	○	○	○	○	○	○	体制加算別紙3-1~88
25 利用者負担の受領等保護者向け資料(重要事項説明書等)	○	○	○	○	○	○	
26 運営規程、就業規則等内規で参考になるもの(写し)	○	○	○	○	○	○	
27 指定通知書の写し	△	△	△	△	△	△	更新申請の場合のみ提出
28 登記事項証明書又は貸借契約書等(土地・建物の所有権等が分かる書類)	○	○	○	○	○	○	
29 消防法による防火対象物使用開始届(建物を新たに使用する場合) ※検査済印のある写し	○	○	○	○	○	○	
30 建築基準法による検査・確認済証(新築、用途変更等の場合)	○	○	○	○	○	○	
その他	共生型サービス	介護保険事業者が申請する場合:指定に係る指令書の写し、最新の定員が把握できる書類(付表等)					
		障害児の支援を行う上で、必要な技術支援を受ける指定障害児入所施設(指定障害児通所施設)その他の関係施設に関する書類(任意様式)					
		区分2, 8, 9, 10, 11, 12の書類は省略することができる。(※共生型サービス等体制強化加算を算定する場合は、区分9の書類は必須)					
	児童発達支援センター	指定申請とは別途児童福祉施設の認可申請が必要					

(注1)写真添付の要否については、申請窓口の指示に従ってください。

(注2)申請時に雇用予定とされている者については、事業開始後10日以内に関係書類(資格証、研修修了証等)を提出してください。

(注3)経歴書、資格証、研修修了証、実務経験証明書等のない従事者については、雇用関係を確認するための書類の提示を求めることがあります。